

未来の子どもたちに残したい ながくての自然



ヒト 1 種

植物 600 種超

動物 たくさん

長久手市の人口は約 58,000 人

それよりずっと多くの

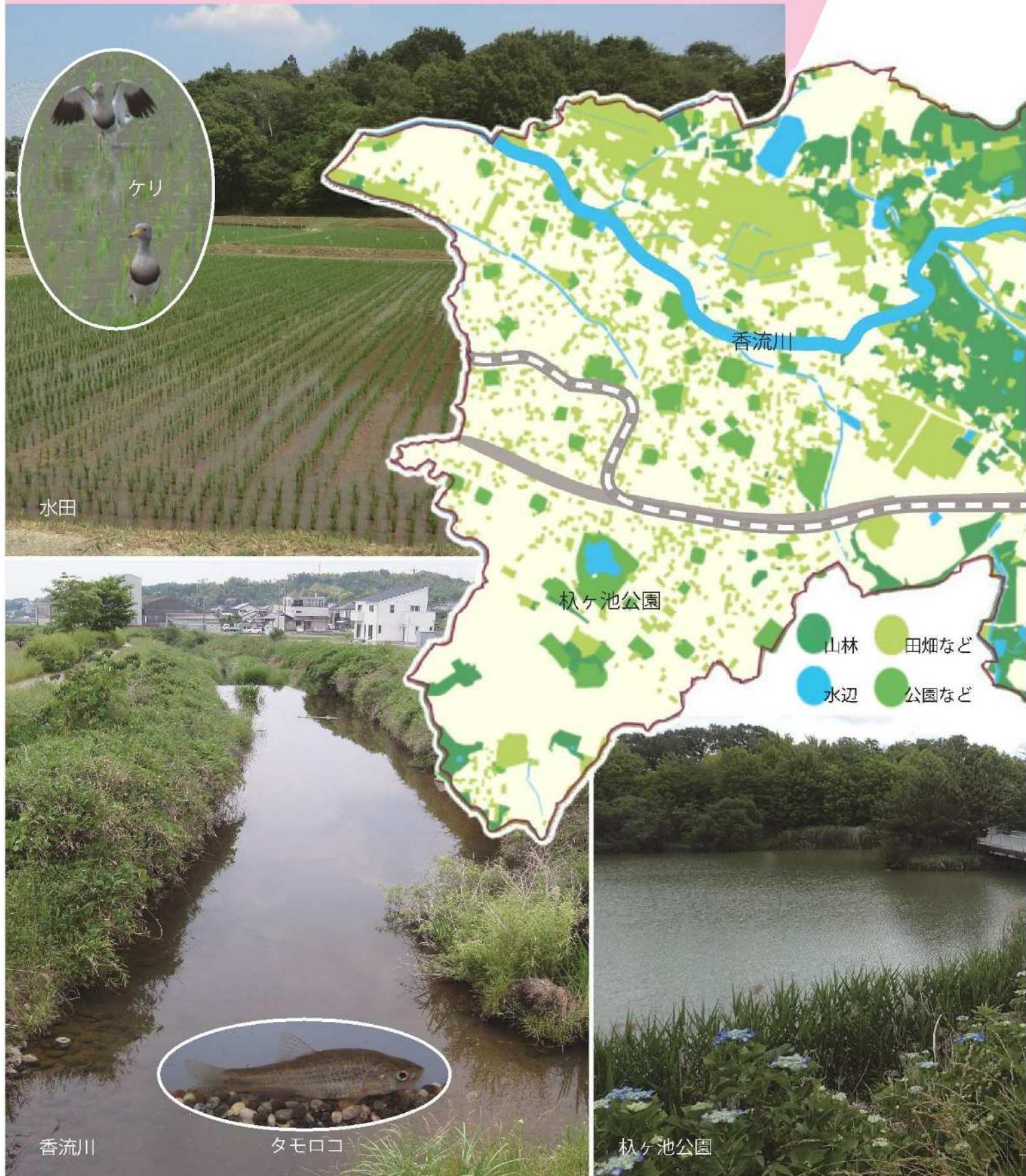
生きものたちが息づいています

長久手市
NAGAKUTE CITY

ハッチョウトンボ

未来の子どもたちに残したい ながくて自然環境の魅力

長久手市の西部は都市化が進み、名古屋市に隣接する住みやすいまちです。一方、市の東部には、中央を流れる香流川、川沿いに広がる田園やそれを囲む丘陵地の森など多様な生きものたちがすむ豊かな自然が多く残されています。



未来へつなぐ生態系保護エリア

ながくて ふるさと いきものの里

次世代を担う長久手の子どもたちのために、すばらしい自然の魅力を伝えていき、多様な生きものたちからずっと恵みがもたらされるよう生態系を保護していくエリア「ながくて ふるさと いきものの里」を設定しました。

「ながくて ふるさと いきものの里」は、私権を制限するものではありません。

自然と暮らしの里

ひがしやま やつだ

東山の谷津田

生きものからの恵みに感謝し、人が手を加えることで守り伝えていきます。

自然を守り育むエリア

にの いけしちぐん

二ノ池湿地群

豊かな自然環境や多様な生きものを保全し、次世代に引き継いでいきます。

※二ノ池湿地群は、許可なく立ち入ることはできません。



ながくて ふるさ

自然を守り育むエリア

二ノ池湿地群

二ノ池湿地群は、市の南東部、三ヶ峯丘陵に位置する二ノ池上流の谷一帯の湿地群で湿地固有の生きものたち※がみられます。周りの森はノウサギなどのは乳類や森を好む鳥たちのすみかとなっています。

※ 湿地の生きものたちの中でも、シラタマホシクサやトウカイコモウセンゴケなど、主に東海地方の丘陵地の湿地やその周辺のやせ地などでしか見られない特徴的な植物は「東海丘陵要素植物群」とよばれ学術的にも重要です。



所在地 前熊一ノ井地内



二ノ池湿地群は、許可なく立ち入ることはできません。

春の湿地

といきものの里

自然と暮らしの里

東山の谷津田
ひがしやま やつだ



ニホンタンポポ

ひがしやま やつだ
東山の谷津田※には、本市内では少なくなった昔ながらの水田や水路が残っています。ここには水田を中心に林や草地など様々な環境があり、カエルやメダカなど今ではすみかが少なくなりつつある多様な生きものたちがすんでいます。
また、上流には湿地があり、湿地固有の生きものたちがみられます。

※ 谷津田とは、小さな谷間につくられた水田のことです。このような水田の周りでは、水路の泥上げやあぜの草刈りなど、人の手によって様々な環境が維持されてきました。



トノサマガエル



ヘイケボタル



ホトケノザ



キツネ



フレモコウ

所在地 東山、福井周辺

谷津田



未来の子どもたちに ゆたかな自然を 残すために

外来種って何？



ミシシッピアカミミガメ



オオキンケイギク



上の写真のカメとお花、見たことはありますか？

市内の池や川で増えているミシシッピアカミミガメ（通称ミドリガメ）と、5月から7月にかけて、黄色のきれいな花を咲かせるオオキンケイギクです。これらは、本来日本にいなかった生きもので、外国など日本以外の場所から人が故意に持ち込み、人の活動に伴つて侵入してきた「外来種」です。オオキンケイギクは特定外来生物※1に、ミシシッピアカミミガメは愛知県の条例公表種※2に指定されています。



キショウブ



ブルーギル



ウシガエル

※1 「特定外来生物」とは、「外来生物法（特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律）」により指定された外来生物（国外由来）のことです。生態系、人の生命・身体、農林水産業へ被害を及ぼすもの、又は及ぼすおそれがあるものの中から指定されます。許可を得たものを除き、飼育、栽培、保管、運搬、輸入などが禁止されています。

※2 「愛知県の条例公表種」とは、愛知県の「自然環境の保全及び緑化の推進に関する条例」において規定された、生態系に著しく悪影響を及ぼすおそれのある移入種のことです。みだりに野外に放すこと、植栽や種をまくことが禁止されています。

外来種はどうして問題なの？

外来種が増えてしまうと、昔から長久手市にいた生きものたち（在来種）が、エサやすむ場所を奪われてしまいます。これでは、多様な生きものがすむ豊かな長久手の自然を未来に残すことはできません。

考えよう 外来種のこと

外来種を増やさない！

外来種が一度定着してしまうと、その場所の本来の自然環境や人のくらしへの被害を防ぐのはとても困難です。

悪影響を及ぼすおそれのある外来種をむやみに他の地域に入れないこと、飼っているペットを野外に捨てないこと、既に野外にいる外来種をそれ以上他の地域に拡げないことが大切です。



外来種 被害予防三原則

外来種をむやみに他の地域に **入れない！**

飼っているペット（外来種）を野外に **捨てない！**

外来種をこれ以上ほかの場所に **拡げない！**

増えてしまった外来種は？

外来種はこれからも増えていくおそれがあります。

昔からその地域にいた生きものたちが生きられなくなるなど、問題が大きくなってしまった場合には、駆除することも考える必要があります。

長久手市では、市民と一緒に外来種について考える勉強会を開き、ミシシッピアカミミガメの捕獲やオオキンケイギクの抜き取りを行いました。

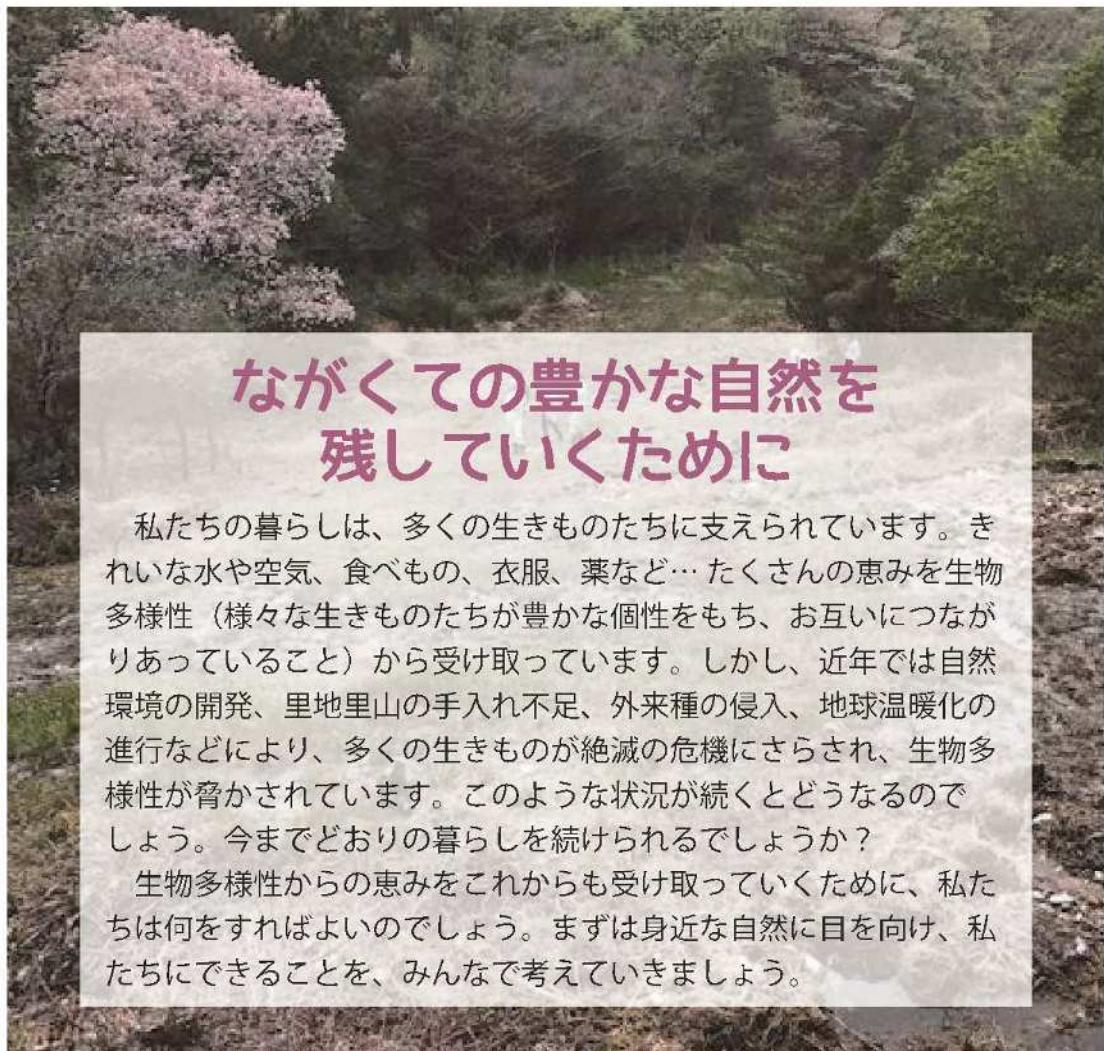


ミシシッピアカミミガメ捕獲



オオキンケイギク抜き取り

忘れてはいけないのは、外来種も命ある生きものだということです。外来種そのものに罪があるのではなく、持ち込んでしまった人間に問題があるのです。私たちひとりひとりが外来種の問題を理解し、よく考えて行動することが大切です。



ながくての豊かな自然を 残していくために

私たちの暮らしは、多くの生きものたちに支えられています。きれいな水や空気、食べもの、衣服、薬など…たくさんの恵みを生物多様性（様々な生きものたちが豊かな個性をもち、お互いにつながりあっていること）から受け取っています。しかし、近年では自然環境の開発、里地里山の手入れ不足、外来種の侵入、地球温暖化の進行などにより、多くの生きものが絶滅の危機にさらされ、生物多様性が脅かされています。このような状況が続くとどうなるのでしょうか。今までどおりの暮らしを続けられるでしょうか？

生物多様性からの恵みをこれからも受け取っていくために、私たちは何をすればよいのでしょうか。まずは身近な自然に目を向け、私たちにできることを、みんなで考えていきましょう。

私たちにできること

- ながくての自然や生きものをあらためて知ろう
- 身近な生きものと関わりあう時間と場所を大切にしよう
- 人間と生きものが心地よく共存できる環境をつくり出そう
- ながくての自然や生きものについて、みんなと話し合おう
- 自然環境を守るための活動に参加しよう
- ペットは責任をもって最後まで飼おう
- あなたの考えたことは？（ ）



保全活動



観察会

発行年月 | 2019年3月

発行者 | 長久手市くらし文化部環境課

〒480-1196 長久手市岩作城の内60番地1

電話 0561-56-0612 FAX 0561-63-2100

E-Mail kankyo@nagakute.aichi.jp

助成 | (公財)瀬戸信用金庫地域振興協力基金

長久手市
NAGAKUTE CITY